



三重労働局発表
令和3年12月27日(月)

【照会先】

三重労働局労働基準部（労災補償課）

課長 木勢 智一

労災管理調整官 羽田 吉孝

TEL (059) 226-2109

新型コロナウイルス感染症も 労災保険給付の対象となります

- 業務により新型コロナウイルスに感染した場合、労災保険給付の対象となります。
- 感染経路が特定できない場合であっても、労働基準監督署が個別の事案ごとに業務との関連性を調査し、労災保険給付の対象となるかどうかを判断します。
- 感染後、症状が持続し（罹患後症状があり）、労働基準監督署の調査の結果、療養等が必要と認められる場合も労災保険給付の対象となります。
- 労働者の皆様は、業種・職種を問わず、業務により新型コロナウイルスに感染したと考えられる場合には、積極的に労働基準監督署へ労災請求していただくようお願いします。
- 労災請求書には、事業主の証明が必要ですが、労災請求はあくまで労働者からの請求行為となります。もし、請求書に会社の証明が受けられない場合は、労働基準監督署までご相談ください。
- 事業主の皆様は、業務により新型コロナウイルスに感染したと考えられる労働者に対して労災保険制度の周知・請求勧奨を行ってください。